## 三田市立学校施設目的外使用条例新旧対照表

現行	改正案
第1条~第10条 省略	第1条~第10条 省略
(許可の禁止)	(許可の禁止)
第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。	第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。
(1)~(4) 省略	(1)~(4) 省略
	(5) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第号。以下「暴力団
	排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団を利することとなると
	認められるとき。
<u>(5)</u> その他委員会が適当でないと認めたもの	<u>(6)</u> その他委員会が適当でないと認めたもの
第 12 条 省略	第 12 条 省略
	(誓約書の徴取等)
	第12条の2 委員会は、第3条の規定により許可の申請があつた場合において、
	必要があると認めるときは、暴力団排除条例第6条第2項の規定に基づき、
	同項各号に規定する誓約書を徴取すること及び相手方が暴力団等(同条第1項
	に規定する暴力団等をいう。)であるか否かについて所轄の警察署長の意見を
	<u>聴くことができる。</u>
以下省略	以下省略

## 三田市公民館条例新旧対照表

現行	改正案
第1条~第7条 省略	第1条~第7条 省略
(使用の許可)	(使用の許可)
第8条 省略	第8条 省略
	2 委員会が管理上必要があると認めたときは、その使用について条件を付ける
	<u>ことができる。</u>
	(許可の制限)
第9条 委員会が管理上必要があると認めたときは、その使用について条件を	第9条 委員会は、法第23条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該
付けることができる。付けることができる。	当するときは、前条の許可をしないものとする。
	(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 施設その他附属設備を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認
	(2) 他成での他的病故哺を行頂し、微頂し、大は個大するねでればのると心 められるとき。
	(3) 公益に反すると認められるとき。
	(4) 管理上支障があると認められるとき。
	(5) 三田市暴力団排除条例(平成 24 年三田市条例第 号。以下「暴力団排
	除条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。)

### 第10条~第11条 省略

(許可の取消し等)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、使用の条件を変更 │ 第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、使用の条件を変更 し、又は使用を停止し、若しくは中止させ、又は使用の許可を取り消すこと ができる。
  - (1) 省略
  - (2) 使用許可の条件に違反したとき。
  - (3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
  - (4) 特定の個人又は団体の利害に多大の影響があると認めたとき。
- 2 省略

以下省略

を利することとなると認められるとき。

- (6) その他委員会が不適当と認めるとき。
- 第10条~第11条 省略

(許可の取消し等)

- し、又は使用を停止し、若しくは中止させ、又は使用の許可を取り消すこと ができる。
- (1) 省略
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (5) 特定の個人又は団体の利害に多大の影響があると認めたとき。
- 2 省略

(誓約書の徴取等)

第12条の2 委員会は、第8条第1項の規定により許可の申請があつた場合に おいて、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に 基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取す ること及び当該許可に係る公民館の使用が暴力団を利することとなるか否か について所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

以下省略

## 三田市都市公園条例新旧対照表

現行	改正案
第1条~第3条 省略	第1条~第3条 省略
第2章 公園の管理	第2章 公園の管理
第1節 通則	第1節 通則
(行為の制限)	(行為の制限)
第4条 省略	第4条 省略
2~3 省略	2~3 省略
4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園利用に支障を及ぼさないと認	
<u>める場合に限り</u> 、同項又は前項の許可を与えることができる。	<u>るときは</u> 、同項又は前項の許可を与えることができる。
	(1) 公衆の公園の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
	(2) 公の秩序、善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められると
	<u>き。</u> (6) ハ田松町スのMR/II日記(#4-77日) 74日) 77日 1714日 177日 177日 177日 177日 177日 177日
	(3) 公園施設その他附属設備を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある

5 省略

第5条~第20条 省略

(許可の制限)

- 第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。  $(1)\sim(2)$  省略
  - (3) その他市長が不適当と認めるとき。
- 第22条~第30条の3 省略

(指定管理者が業務を行う場合の準用)

第30条の4 第4条(第1項第5号を除く。)、第6条、第7条、第16条から第22条まで、第23条及び別表第4の規定は、指定管理者に第30条の2各号に掲げる業務を行わせている場合について準用する。この場合において、第4条、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、第17条及び第18条中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「市長は」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第19条第1項及び第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者」と、第20条から第22条まで及び第23条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第4中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

以下省略

と認められるとき。

- (4) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利することとなると認められるとき。
- 5 省略

(誓約書の徴取等)

- 第4条の2 市長は、前条第1項の規定により許可の申請があった場合において、 必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、 同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及 び当該許可に係る公園の利用が暴力団を利することとなるか否かについて所 轄の警察署長の意見を聴くことができる。
- 第5条~第20条 省略

(許可の制限)

- 第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。  $(1)\sim(2)$  省略
  - (3) 暴力団を利することとなると認められるとき。
  - (4) その他市長が不適当と認めるとき。
- 2 第4条の2の規定は、前条第1項の規定により許可をする場合について準用する。この場合において、第4条の2中「公園の利用」とあるのは、「有料施設の使用」と読み替えるものとする。
- 第22条~第30条の3 省略

(指定管理者が業務を行う場合の準用)

第30条の4 第4条(第1項第5号を除く。)、第6条、第7条、第16条から第22条まで、第23条及び別表第4の規定は、指定管理者に第30条の2各号に掲げる業務を行わせている場合について準用する。この場合において、第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条の2(第21条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」と、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第17条及び第18条中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、第17条及び第18条中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、第19条第1項及び第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、同条第4項、第20条から第22条まで及び第23条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第4中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

以下省略

現行

第1条~第5条 省略

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可 をしないものとする。

(1)~(4) 省略

- (5) 前各号に掲げるもののほか、野外活動センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- 2 省略

第7条~第10条 省略

第 11 条~第 14 条 省略 (指定管理者による管理)

第14条の2 省略

- 2 省略
- 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第4条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第13条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条中「臨時に」とあるのは「市長の承認を得て臨時に」と、「午後9時まで延長」とあるのは「市長の承認を得て空長」と、「翌日の午後5時まで延長」とあるのは「市長の承認を得て翌日の午後5時まで延長」と、第4条の2第3号中「適当と」とあるのは「市長の承認を得て適当と」と、第8条及び第9条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第10条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、別表備考第2項中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」とする。

改正案

(許可の制限)

(計可の制限)

第1条~第5条 省略

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可 をしないものとする。

(1)~(4) 省略

- (5) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団 排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」とい う。)を利することとなると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、野外活動センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- 2 省略

第7条~第10条 省略

(誓約書の徴取等)

第10条の2 市長は、第5条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る野外活動センターの使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第11条~第14条 省略

(指定管理者による管理)

- 第14条の2 省略
- 2 省略
- 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第4条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第13条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条中「臨時に」とあるのは「市長の承認を得て臨時に」と、「午後9時まで延長」とあるのは「市長の承認を得て翌日の午後5時まで延長」と、第4条の2第3号中「適当と」とあるのは「市長の承認を得て適当と」と、第8条及び第9条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第10条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第10条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」と、別表備考第2項中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」とする。

現行

改正案

### 三田市心道会館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

第1条~第4条 省略

(使用の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可 をしないものとする。

(1)~(3) 省略

(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、会館の管理運営上支障があると認められる とき。

第6条~第9条 省略

第 10 条〜第 13 条 省略 (指定管理者による管理)

第13条の2 省略

- 2 省略
- 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第12条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第3条の3各号列記以外の部分中「休館日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休館日を変更し」と、第7条中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

第1条~第4条 省略

(使用の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可 をしないものとする。

(1)~(3) 省略

- (4) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団 排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」とい う。)を利することとなると認められるとき。
- (5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、会館の管理運営上支障があると認められる とき。
- 第6条~第9条 省略

(誓約書の徴取等)

- 第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る会館の使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。
- 第10条~第13条 省略

(指定管理者による管理)

第13条の2 省略

- 2 省略
- 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第12条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第3条の3各号列記以外の部分中「休館日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休館日を変更し」と、第7条中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」と、第7条中「別に」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第9条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」とする。

現行

改正案

### 三田市ガラス工芸館条例新旧対照表

第1条~第4条 省略

(許可の制限)

- 第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしない ものとする。
  - (1)~(3) 省略
  - (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) その他市長が不適当と認めるとき。
- 第6条~第9条 省略

第10条~第15条 省略

別表(第6条関係)

12C (N) 0 NCI	M NN		
区分		時間	使用料
基本料金		省略	
特別料金	営利を目的として、多目的ホール 又は和室を使用する場合	基本料金の 10 割増	1
	使用時間を超過して使用する場合 (浴室及び室内プールを除く。)	納入すべき使用料の額 割増の額	の 30 分当たりの額の 2

### 備老

- 1 本市住民以外の者が吹きガラス工房、バーナーワーク工房又はステンドグラス工房を使用する場合に限り、使用料の額は2割増とする。
- 2 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第1条~第4条 省略

(許可の制限)

- 第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしない ものとする。
  - (1)~(3) 省略
  - (4) 市長が公益上必要があると認める場合を除き、専ら営利を目的として使用するとき。
  - (5) 管理上支障があると認められるとき。
  - (6) 三田市暴力団排除条例(平成 24 年三田市条例第 号。以下「暴力団 排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」とい う。)を利することとなると認められるとき。
  - (7) その他市長が不適当と認めるとき。

第6条~第9条 省略

(誓約書の徴取等)

- 第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る工芸館の使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。
- 第10条~第15条 省略

別表(第6条関係)

区分		時間	使用料
基本料金		省略	
特別料金	使用時間を超過して使用する場合 (浴室及び室内プールを除く。)	<u>納入すべき使用料の額</u> 割増の額	の 30 分当たりの額の 2

### 備考

- 1 本市住民以外の者が吹きガラス工房、バーナーワーク工房又はステンドグラス工房を使用する場合に限り、使用料の額は2割増とする。
- 2 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第1条~第5条 省略

(許可の制限)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしない ものとする。

現行

- (1) 省略
- (2) 施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が不適当と認めるとき。
- 第7条~第10条 省略

- 第 11 条~第 16 条 省略 (指定管理者による管理)
- 第16条の2 省略
- 2 省略
- 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第4条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、別に定めるものを除き、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第15条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条の2中「市長が」とあるのは「指定管理者は」と、「この限りでない」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更することができる」と、第4条の3各号列記以外の部分中「認めるときは、休所日」とあるのは「認めるときは、市長の承認を得て、休所日」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条中

改正案

第1条~第5条 省略

(許可の制限)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしない ものとする。
  - (1) 省略
  - (2) 暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき。
  - (3) 施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
  - (4) 市長が公益上必要があると認める場合を除き、専ら営利を目的として使用するとき。
  - (5) 管理上支障があると認められるとき。
  - (6) 三田市暴力団排除条例(平成 24 年三田市条例第 号。以下「暴力団 排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」とい う。)を利することとなると認められるとき。
  - (7) その他市長が不適当と認めるとき。
- 第7条~第10条 省略

(誓約書の徴取等)

- 第 10 条の 2 市長は、第 5 条第 1 項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、同項において準用する第 6 条第 2 項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係るセンターの使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。
- 第11条~第16条 省略

(指定管理者による管理)

- 第16条の2 省略
- 2 省略
- 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第4条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、別に定めるものを除き、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第15条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条の2中「市長が」とあるのは「指定管理者は」と、「この限りでない」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更することができる」と、第4条の3各号列記以外の部分中「認めるときは、休所日」とあるのは「認めるときは、市長の承認を得て、休所日」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条中

「規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、 第10条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

第16条の3~第17条 省略

別表(第7条関係)

区分	使用料の額(30 分につき)	摘要
省略		

### 備考

- 1 営利を目的として会議室等を使用する場合は、10割増しの額とする。
- 2 本市住民以外の住民又は団体が会議室等を使用する場合は、5 割増しの 額とする。
- 3 使用料の算定において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨 てる。

以下省略

「規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、 第10条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第10条の2 中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」とする。

第16条の3~第17条 省略

別表(第7条関係)

区分	使用料の額(30 分につき)	摘要
省略		

### 備考

- 1 本市住民以外の住民又は団体が会議室等を使用する場合は、5 割増しの 額とする。
- 2 入場料を徴するときは、使用料の10割に相当する額を加算する。

ついて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

以下省略

3 使用料の算定において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨

三田市市民センター条例新旧対照表		
現行	改正案	
第1条~第4条 省略	第1条~第4条 省略	
(使用の制限)	(使用の制限)	
第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。	第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。	
(1)~(5) 省略	(1)~(5) 省略	
	(6) 三田市暴力団排除条例(平成 24 年三田市条例第 号。以下「暴力団 排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」とい う。)を利することとなると認められるとき。	
<u>(6)</u> その他市長が不適当と認めるとき。	<u>(7)</u> その他市長が不適当と認めるとき。	
第6条~第9条 省略	第6条~第9条 省略	
	(誓約書の徴取等)	
	第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合におい	
	て、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づ	
	き、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取するこ	
	と及び当該許可に係るセンターの使用が暴力団を利することとなるか否かに	

第1条~第4条 省略

(使用の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。

現行

(1)~(4) 省略

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

第6条~第9条 省略

第10条~第14条 省略 (指定管理者による管理)

第14条の2 省略

- 2 省略
- 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第12条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2第2項及び第3条の3第2項中「前項」とあるのは「市長の承認を得て前項」と、第7条中「公益上必要」とあるのは、「あらかじめ市長の承認を得て公益上必要」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは、「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、別表備考第3項中「別に定める額を徴収」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定める額を実費徴収」とする。

以下省略

(使用の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。

改正案

(1)~(4) 省略

- (5) 三田市暴力団排除条例(平成 24 年三田市条例第 号。以下「暴力団 排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」とい う。)を利することとなると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる とき。
- 第6条~第9条 省略

(誓約書の徴取等)

第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係るセンターの使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第10条~第14条 省略

(指定管理者による管理)

- 第14条の2 省略
- 2 省略
- 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第12条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2第2項及び第3条の3第2項中「前項」とあるのは「市長の承認を得て前項」と、第7条中「公益上必要」とあるのは、「あらかじめ市長の承認を得て公益上必要」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは、「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第9条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」と、別表備考第3項中「別に定める額を徴収」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定める額を実費徴収」とする。

以下省略

## 三田市ふれあいと創造の里条例新旧対照表

現行	改正案
第1条~第4条 省略	第1条~第4条 省略
(使用の制限)	(使用の制限)
第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、創造の里の施設の使用を許可しないものとする。	第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、創造の里の施設の使用を許可しないものとする。
(1)~(4) 省略	(1)~(4) 省略
	(5) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除 条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) を利することとなると認められるとき。
(5) 前各号に掲げるもののほか、創造の里の管理上支障があると認められる とき。	(6) 前各号に掲げるもののほか、創造の里の管理上支障があると認められる とき。
第6条~第9条 省略	第6条~第9条 省略
	(誓約書の徴取等)
	第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合におい
	て、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づ
	き、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取することを表現して、
	<u>と及び当該許可に係る創造の里の使用が暴力団を利することとなるか否かに</u> ついて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。
以下省略	以下省略

# 三田市淡路風車の丘条例新旧対照表

三田市淡路風車の丘条例新旧対照表		
現行	改正案	
第1条〜第4条 省略 (使用の制限)	第1条〜第4条 省略 (使用の制限)	
第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、風車の丘の使用を許可しないものとする。 (1)~(3) 省略		
	(4) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) を利することとなると認められるとき。	
(4) 前3号に掲げるもののほか、風車の丘の管理運営上支障があると認められるとき。	(5) 前各号に掲げるもののほか、風車の丘の管理運営上支障があると認められるとき。	
第6条~第9条 省略	第6条~第9条 省略	

- 第10条~第16条 省略 (指定管理者による管理)
- 第16条の2 省略

第6条~第9条 省略

- 2 省略
- 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第15条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第3条の3各号列記以外の部分中「休所日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休所日を変更し」と、第7条中「公益上必要」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て公益上必要」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

以下省略

(誓約書の徴取等)

- 第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る風車の丘の使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。
- 第10条~第16条 省略 (指定管理者による管理)
- 第16条の2 省略

第6条~第9条 省略

- 2 省略
- 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第15条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第3条の3各号列記以外の部分中「休所日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休所日を変更し」と、第7条中「公益上必要」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て公益上必要」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第9条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」とする。

以下省略

## 三田市有馬富士自然学習センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

### 現行 改正案 第1条~第4条 省略 第1条~第4条 省略 (使用の制限) (使用の制限) 第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自然学習センターの 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自然学習センターの 使用を許可しないものとする。 使用を許可しないものとする。 (1)~(4) 省略 (1)~(4) 省略 (5) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団 排除条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」とい う。)を利することとなると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、自然学習センターの管理運営上支障がある (6) 前各号に掲げるもののほか、自然学習センターの管理運営上支障がある と認められるとき。 と認められるとき。

第10条~第15条 省略 (指定管理者による管理)

第15条の2 省略

- 2 省略
- 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「市長」とある(第14条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2第2項及び第3条の3第2項中「、同項」とあるのは「、市長の承認を得て同項」と、第7条及び第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

以下省略

### (誓約書の徴取等)

- 第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る自然学習センターの使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。
- 第10条~第15条 省略

(指定管理者による管理)

第15条の2 省略

- 2 省略
- 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「市長」とある(第14条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2第2項及び第3条の3第2項中「、同項」とあるのは「、市長の承認を得て同項」と、第7条及び第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第9条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」とする。

以下省略

改正案

## 三田市多世代交流館条例新旧対照表

第1条~第4条 省略

(使用の制限)

- 第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の使用を許可 しないものとする。
- (1)~(4) 省略
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理運営上支障があると認められるとき。
- 第6条~第9条 省略

第1条~第4条 省略

(使用の制限)

- 第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の使用を許可 しないものとする。
  - (1)~(4) 省略
  - (5) 三田市暴力団排除条例(平成 24 年三田市条例第 号。以下「暴力団 排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」とい う。)を利することとなると認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理運営上支障があると認められるとき。
- 第6条~第9条 省略

(誓約書の徴取等)

第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合におい

て、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る交流館の使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

以下省略

以下省略

## 三田市まちづくり協働センター条例新旧対照表

現行	改正案
第1条~第4条 省略	第1条~第4条 省略
(使用の制限)	(使用の制限)
第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。	第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。
(1)~(3) 省略	(1)~(3) 省略
	(4) 三田市暴力団排除条例(平成 24 年三田市条例第 号。以下「暴力団 排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」とい う。)を利することとなると認められるとき。
(4) <u>前3号</u> に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められるとき。	(5) <u>前各号</u> に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められるとき。
第6条~第9条 省略	第6条~第9条 省略
	(誓約書の徴取等)
	第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合におい
	て、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づ
	き、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取することを表する。
	<u>と及び当該許可に係るセンターの使用が暴力団を利することとなるか否かに</u> ついて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。
以下省略	以下省略

## 三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条~第7条 省略	第1条~第7条 省略
	(誓約書の徴取等)
	第7条の2 市長は、前条に規定する協定の締結に当たり、必要があると認める
	ときは、三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第 号)第6条第2
	項第 1 号の規定に基づき、同号に規定する誓約書を徴取することができる。
	この場合において、市長は、必要があると認めるときは、同項第 2 号の規定
	<u>に基づき、当該相手方が暴力団等(同条第 1 項に規定する暴力団等をいう。</u>

第8条~第9条 省略

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の 責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができ ないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の 全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2~3 省略

以下省略

以下同じ。) であるか否かについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができ

第8条~第9条 省略

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が暴力団等であると認められるとき、前条の指示 に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理 者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消 し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが できる。

2~3 省略

以下省略

三田市総合文化センター条例新旧対照表 現行 改正案 第1条~第10条 省略 第1条~第10条 省略 (使用の制限) (使用の制限) 第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの使用 ┃ 第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの使用 を許可しないものとする。 を許可しないものとする。 (1)~(4) 省略 (1)~(4) 省略 (5) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団 排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」とい う。) を利することとなると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、文化センターの管理運営上支障があると認 (6) 前各号に掲げるもののほか、文化センターの管理運営上支障があると認 められるとき。 められるとき。 第 12 条~第 15 条 省略 第 12 条~第 15 条 省略 (誓約書の徴取等) 第15条の2 市長は、第10条第1項の規定により許可の申請があった場合にお いて、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基 づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取する こと及び当該許可に係る文化センターの使用が暴力団を利することとなるか 否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。 第 16 条~第 22 条 省略 第 16 条~第 22 条 省略 (指定管理者による管理) (指定管理者による管理)

第22条の2 省略

- 2 省略
- 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合に 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合に

第22条の2 省略

- 2 省略

おける第7条から第12条まで、第14条から前条まで、別表第1及び別表第2 の規定の適用については、これらの規定中「市長」とある(第22条を除く。) のは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるの は「利用料金」と、第7条中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を 得てこれを変更する」と、第8条中「休館日を変更し」とあるのは「市長の 承認を得て休館日を変更し」と、第9条中「これを変更する」とあるのは「市 長の承認を得てこれを変更する」と、第14条中「市長は、規則」とあるのは 「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第15条第2項中「市 は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、別表第21 各施設の基本使用 料の部備考第3項及び同表2 附属施設の基本使用料の部備考第2項中「特に」 とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て特に」とする。

以下省略

おける第7条から第12条まで、第14条から前条まで、別表第1及び別表第2 の規定の適用については、これらの規定中「市長」とある(第22条を除く。) のは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるの は「利用料金」と、第7条中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を 得てこれを変更する」と、第8条中「休館日を変更し」とあるのは「市長の 承認を得て休館日を変更し」と、第9条中「これを変更する」とあるのは「市 長の承認を得てこれを変更する」と、第14条中「市長は、規則」とあるのは 「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第15条第2項中「市 は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第15条の2中「聴く」とあるの は「市長に対し聴くことを求める」と、別表第21 各施設の基本使用料の 部備考第3項及び同表2 附属施設の基本使用料の部備考第2項中「特に」と あるのは「あらかじめ市長の承認を得て特に」とする。

以下省略

三田市有馬富士共生センター条例新旧対照表	
現行	改正案
第1条~第6条 省略	第1条~第6条 省略
(許可の制限)	(許可の制限)
第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。	第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。
(1)~(5) 省略	(1)~(5) 省略
	(6) 三田市暴力団排除条例(平成 24 年三田市条例第 号。以下「暴力団 排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」とい う。)を利することとなると認められるとき。
<u>(6)</u> その他市長が不適当と認めるとき。	<u>(7)</u> その他市長が不適当と認めるとき。
第8条~第11条 省略	第8条~第11条 省略
	(誓約書の徴取等)
	第11条の2 市長は、第6条第1項の規定により許可の申請があった場合にお
	いて、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基
	づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取する
	こと及び当該許可に係るセンターの使用が暴力団を利することとなるか否かし
	<u>について所轄の警察署長の意見を聴くことができる。</u>
以下省略	以下省略